

Title	『伊勢物語愚見抄』における人物比定の方法
Author(s)	木下, 美佳
Citation	詞林. 2009, 46, p. 70-86
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67604
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

『伊勢物語愚見抄』における人物比定の方法

木下 美佳

はじめに

一条兼良による『伊勢物語愚見抄』（以下「愚見抄」とする）は、荒唐無稽に人名をあてる古注の方法を、序文で次のように批判する。

業平の中將のかよひ侍る女は、をのづから物語の中に其名をあらはし侍るは申に及ばず、又代々の撰集などの中に、其歌につきて、まゝ作者をのせ侍る事あり。しかるを近古の末釈に、一々に其名をあらはし侍る、いとおぼつかなき事なるべし。たとひ、其世にうまれあひたりとも、かゝるみそかわざをばあまねく人しるべからず。いはんや数百年の後にいで、数百年のさきををしはかりにいふべき事は、たとひ名哲の口伝たりといふとも、信用にたらぬ事なるべし。¹⁾

（序文）

業平が通った女は、物語の中から分かる場合は言うに及ばず、勅撰集の歌の作者から分かる場合もある。しかし、「近古の末釈」が『伊勢物語』の登場人物に一々名前を挙げてい

るのは、大変不審なことであると述べて、古注を批判しているのである。「愚見抄」で名前が挙げられている女は、二条の後（三段・四段・六段・二九段）、染殿の後（四段・五段・六段）、有常女（二九段）、小野小町（二五段・二八段・四二段）、藤原直子（六五段）、斎宮（六九段・七二段・一〇二段・一〇四段）の六名である。²⁾これらの女性は、兼良らしく合理的な方法で比定されていると思われるのであるが、小野小町に関するものや、四段の「染殿の後」は、古注の影響であることが先行研究で指摘されている。

片桐洋一氏は、「たとえば、序文において、あれほどまで鎌倉時代の古注を罵倒した愚見抄といえども、なお仔細に見ると古注の影響が散見されるのである」と述べられ、四二段の「女」や六〇段の「家刀自」を小野小町として³⁾いることなどを指摘された後、「特に四段の「東五条に大后の宮おはしましける」の「大后の宮」に「染殿后」をあてるのは、既述のごとく古注的思考が生んだ独自の解釈であるのに、愚見抄・宗欽聞書・肖聞抄など、いずれもが、そのままこれに

従っているのは、古注の人名をあてる態度への批判が必ずしも徹底していないことを示しているのである」と述べ、旧注で人名をあてる場合、「一般に人名をあてる古注の態度を批判する方向にあることは確かなのである」が、例外的に古注と変わらない箇所があることを指摘されている。

また、青木賜鶴子氏も、「一条兼良の『愚見抄』が人名をあらわす根拠は、原則として、この物語を含めた信頼できる文献によって確かめ得る事実であり、例外的に古注によって名をあらわす場合は、六十段・百七段のように一説として掲げるものが多く、断定的に述べるのは、おもに小町に関するものや、『五条后』イコール「染殿后」とする理解に基づいたものに限られていることがわかる」と、片桐氏と同じく、小野小町に関するものや、四段の「大后の宮」を「染殿の后」と比定している部分を、例外的に古注によって名前をあらわしていると指摘されている。

一体、『愚見抄』は、どのような方法によって『伊勢物語』に登場する女に人名をあてているのであろうか。両氏の指摘は、『愚見抄』における古注批判に関わる問題にも及ぶ。序文で、これほど古注の人物比定の態度を批判している兼良が、果たして古注によって人名をあてていると考えてよいのであろうか。ここには、再考の余地があると思われる。

先行研究で古注からの影響と指摘されている、小野小町に関するものや、大后の宮を染殿の后と比定する根拠、また五

条の后を染殿の后と捉える『愚見抄』の解釈は、何に由来するのであろうか。本稿では、『愚見抄』が人名をあてている注釈部分を再検討し、『愚見抄』における人物比定の方法を探ることとする。

一、物語の記述による比定

「をのづから物語の中に其名をあらはし侍るは申に及ばず」と序で述べているように、『伊勢物語』の中にその人物が示されている場合は、『愚見抄』でもそのまま採用して人名をあてている。その例として、まず、三段を見てみよう。

むかし、男ありけり。懸想しける女のもとに、ひじき藻といふものをやるとて、

思ひあらば律の宿に寝もしなむひしきものには袖をしつつも

二条の后の、まだ帝にも仕うまつりたまはで、ただ人にておはしましける時のことなり。

(三段)

「懸想しける女」が、二条の后であることは、段末の一文に示されている。『愚見抄』でも、「懸想しける女」に対して、「この女は二条の后也」と注記されている。『伊勢物語』の中に、その人物が示されている時は、『愚見抄』もそれに従って人物比定をしていることが分かる。

六段の場合も三段と同様である。

むかし、男ありけり。女のえ得まじかりけるを、年を

經てよばひわたりけるを、からうして盗みいでて、いと暗きに来けり。(六段)

この「女」は、後半部より二条の後であることが判明する。

これは、二条の後の、②いとこの女御の御もとに、④仕うまつるやうにてゐたまへりけるを、かたちのいとめでたくおほしければ、⑤盗みて負ひていでありけるを、御兄人堀河の大臣、太郎国経の大納言、まだ下臈にて内裏へ参りたまふに、いみじう泣く人あるを聞きつけて、とどめて取りかへしたまうてけり。それを、かく鬼とは言ふなりけり。①まだいと若うて、③後のただにおはしける時とや。(六段)

『愚見抄』も、『伊勢物語』の記述に従い、「女」を二条の后と比定する。また、その際には、ただ人物を比定するだけでなく、二条の後の情報として『伊勢物語』の記述も加えている。

をんなのえうまじかりけるを

此女は二条の后。①いまだわかくまし／＼て、②御いとこの染殿の后の、女御と申て、文徳の内裏にまし／＼ける時、③二条后たゞ人にて④つかうまつり給ひしを、⑤中将ぬすみいでたるをいふ。……

(『愚見抄』六段)

波線と番号で『伊勢物語』と『愚見抄』の対応箇所を示したように、『愚見抄』では、『伊勢物語』の記述によって人物

を比定し、さらに物語の記述内容を人物の情報として、注釈に反映させていることが確認できる。

次の四段は、単独の章段だけでは、物語に登場する人物が誰であるのか特定できない。

むかし、東の五条に、大后の宮おはしましける、西の対に、住む人ありけり。それを本意にはあらで、心ざし深かりける人、行きとぶらひけるを、睦月の十日ばかりのほどに、ほかにかくれにけり。あり所は聞けど、人の行き通ふべき所にもあらざりければ、なほ憂しと思ひつつなむありける。またの年の睦月に、梅の花ざかりに、去年を恋ひて行きて、立ちて見、ゐて見、見れど、去年に似るべくもあらず。うち泣きて、あばらなる板敷に月のかたぶくまでふせりて、去年を思ひいでてよめる、
月やあらぬ春や昔の春ならぬわが身一つはもとの身
にして
とよみて、夜のほのぼのと明くるに、泣く泣く帰りにけり。(四段)

続く五段も、「東の五条」を舞台とする。そして、五段には段末に人名が示されている。

むかし、男ありけり。東の五条わたりに、いと忍びて行きけり。みそかなる所なれば、門よりもえ入らで、童べの踏みあげたる築地のくづれより通ひけり。人しげくもあらねど、たび重なりければ、あるじ聞きつけて、そ

の通ひ路に夜ごとに人をすゑてまもらせければ、行けども、えあはで帰りけり。さて、よめる、

人知れぬわが通ひ路の関守は宵々ごとにうちも寝なむ

とよめりければ、いといたう心やみけり。あるじ許してけり。

二条の後に忍びて参りけるを、世の聞えありければ、
兄人たちのまもらせたまひけるとぞ。 (五段)

五段の「東の五条わたり」に対し、『愚見抄』では「上にいへる所とおなじ」という注記がなされている。つまり、兼良は四段と五段を同じ設定として捉えているのである。それにより、四段の「西の対に住む人」は、五段より「二条の后」となり、五段の「あるじ」も、四段より「大后の宮」となる。

ところで、『愚見抄』では、四段の「大后の宮」を染殿の后と比定している。もちろん、五段の「あるじ」にも、「あるじは染殿の太后を申」という注が付されている。『愚見抄』は、なぜ、四段の「大后の宮」を染殿の后と比定しているのだろうか。『愚見抄』の注記を検討してみよう。

昔、東の五條に、おほきさいの宮おほしましける。

おほきさいの宮とは、皇太后也。天子の母を申詞也。

こゝには染殿の后藤原明子の事をいへり。……

〔愚見抄〕四段)

大后の宮が皇太后で、天皇の母を指す言葉であることを説明した後、『伊勢物語』では、染殿の后・藤原明子の事を言うのだと注記している。天皇の母を指す言葉なのだから、『伊勢物語』では染殿の后・藤原明子だと注釈しているのである。この文脈には、『伊勢物語』の「帝」は「清和天皇」であると見る見方が前提とされているように思われるのだが、『愚見抄』は『伊勢物語』の天皇をどのように捉えているのだろうか。次節で見えていくこととする。

二、『伊勢物語』の「帝」

まず、『伊勢物語』に登場する天皇の確認をしておく。『伊勢物語』には、淳和天皇（西院の帝・三九段）、仁明天皇（深草の帝・一〇三段）、文徳天皇（田邑の帝・七七段）、清和天皇（水の尾・六五段、六九段）、陽成天皇（東宮・七六段）、光孝天皇（仁和の帝・一一四段）と、光孝天皇以外、業平の生没年と重なる天皇が登場している。物語中に登場する表記も併せて挙げてみたが、こうして並べてみると、清和天皇と陽成天皇以外は、「帝」という表記で登場していることが分かる。

この他にも、『伊勢物語』には、ただ「帝」(三段・六五段・一一七段)とのみ表記されている場合もある。どのような天皇が、ただ「帝」とのみ表記されているのだろうか。まず、三段から見えていく。

二条の后の、まだ帝にも仕うまつりたまはで、ただ人

にておはしましける時のことなり。(三段)

この一文は、二条の后が入内前であることを示すものである。ただ「帝」とのみ表記されていても、この「帝」が清和天皇を指すことは明白である。次に六五段を見てみよう。

むかし、①おほやけおぼして使うたまふ女の、色許されたるありけり。……

②この帝は、顔かたちよくおはしまして、仏の御名を、御心に入れて、御声はいと尊くて申したまふを聞きて、女はいたう泣きけり。「かかる君に仕うまつらで、宿世つたなく、かなしきこと。この男にほだされて」とてなむ泣きける。……

③水の尾の御時なるべし。大御息所も染殿の后なり。五条の后とも。(六五段)

「おほやけ」①、「この帝」②は、段末の「水の尾の御時なるべし」③より、清和天皇であることが判明する。三段・六五段では、ただ「帝」としか書かれていなくとも、それは清和天皇を指していることが確認できる。

しかし、残る一一七段の「帝」がどの天皇を指しているのか、物語中には手がかりが示されていない。

むかし、帝、住吉に行幸したまひけり。

われ見ても久しくなりぬ住吉の岸の姫松いく世経ぬらむ

大御神、現形し給ひて、

むつましと君はしらなみみづがきの久しき世よりはひそめてき(一一七段)

『愚見抄』でも、この「帝」がどの天皇を指すのかは記されていない。

むかし、みかどすみよしに行幸し給けり。

或説に、文徳天皇、天安元年正月に、住吉に行幸し給ふといへれど、国史などに所見なければ、さらに信用にたらず。新古今集にも、むつましと君はしら浪の歌、神祇の部に入られたるにも、すみよしに行幸ありし時といせ物がたりを引てのせられたれど、いづれの御門の行幸とはみえず、いとおぼつかなき事也。

〔愚見抄〕一一七段

文徳天皇と比定する「或説」を批判した後、『新古今集』は『伊勢物語』を引用しているにも関わらず、どの帝であるのか明示していないのは不審であると述べている。『新古今集』で帝が特定されていないことを疑問視しているのである。このように注釈する兼良には、『伊勢物語』の「帝」はただ一人であるという見方が根底にあるように思われる。三段・六五段の「帝」は、いずれも清和天皇を指していることを確認したが、兼良はこの一一七段の「帝」も清和天皇と捉えているのではないだろうか。

『伊勢物語』に見られる「帝」で、具体的にどの天皇を指すのか明示されていない例として、「三代の帝」というもの

もある。一六段を見ていこう。

むかし、紀有常といふ人ありけり。三代の帝に仕うまつりて、時にあひけれど、のちは世かはり時移りにければ、世の常の人のごとにもあらず。

(一六段)

紀有常の卒伝には「少年侍奉仁明天皇」とあり、それを踏まえれば、この「三代の帝」には仁明・文徳・清和があてはまることとなる。しかし、『愚見抄』では、次のように注記される。

みよの御門につかうまつりて時にあひけれど、後は世かはり、時うつりにければ、

淳和・仁明・文徳の三代につかうまつれる也。惟喬親王の母は名虎が女也。御子御位につき給はゞ、有常は栄花をさかすべきが、思のほかはに御弟の清和の御門御位につかせ給ひしかば、世かはり時うつりにければと
かけり。 (『愚見抄』一六段)

紀有常の史実を踏まえれば、「三代の帝」に仁明・文徳・清和が当てはまることは、兼良であれば当然承知していたと思われる。それなのに、敢えて史実より一代前を比定しているのである。この「三代の帝」に史実より一代前の天皇をあてる読み方は、古注でも現在でも行われている。一六段には、片桐氏が「事実とはもあれ、紀有常は幼い日から淳和・仁明・文徳に仕えていたが、次の清和の時代になって零落したと読むほかはないと思う」と述べられるように、清和天皇の

代になって没落したという読みが求められている。

一六段の解釈はさておき、ここで注目すべきは、「三代の帝」を史実より一代前にすることで、現在の「帝」が「清和天皇」になることである。『愚見抄』は、『伊勢物語』の「帝」を、一貫して「清和天皇」と捉えているのである。前節で見た、四段の「大后の宮」を「染殿の後」とするもの、この視点の現れだと言えよう。

ここで、古注が四段の「大后の宮」に染殿の後とあてているのは、『愚見抄』とは別の見方によるものであることを確認しておく。冷泉家流古注では、次のように「大后の宮」に染殿の後をあてる。

昔、東五条といふは、文徳天皇始は内裏西五条、後には清和にゆづりて東五条に内裏を作りて住給ふ也。○おほきさいの宮とは、染殿後也。是は太政大臣良房娘にて二条の後にはしゆうとめなればおほきさいの宮といふ也。二条の後はいとこ也。如系図。西のたいとは云は、二条の後のいまだ東宮の御息所にて住し給ひし西のたいの家なり。東宮とは、清和いまだ太子にての御事也。

「おほきさいの宮」は染殿の後で、二条の後にとつては姑なので、「おほきさいの宮」と言うのだと注記している。「大后の宮」という天皇の母を示す言葉を、『愚見抄』では、清和天皇という視点から捉えているのに対し、冷泉家流古注では、二条の後の視点から捉えた比定だとわかる。また、冷泉

家流古注で、四段の「東の五条」が波線部のように内裏とされるのは、四段・五段・六段を同じ設定で捉えているためである。『愚見抄』では、四段・五段に対しては同じ設定と捉えているが、六段はまた別の設定と捉えており、このことから、『愚見抄』の比定が古注の影響によるものではないと言えるであろう。

このように、「大后の宮」を「染殿の后」と比定しているという結果だけを見れば、古注の説と一致しているように見受けられるが、比定する方法は古注と『愚見抄』では異なるものである。『愚見抄』が、四段の「大后の宮」を染殿の后と比定するのは、『愚見抄』独自の方法によるものだと言えよう。

三、「帝」を「清和天皇」と捉える解釈による比定

『伊勢物語』の「帝」を「清和天皇」と捉える視点による人物比定は、四段の染殿の后以外についても当てはまる例が散見される。まず、二九段を見ていく。

むかし、春宮の女御の御方の花の質に召しあづけられ
たりけるに、

花に飽かぬ歎きはいつもせしかども今日の今宵に似
る時はなし (二九段)

「春宮の女御」は、東宮の母を言う場合と、東宮の妃を言う場合とがあり、これだけでは誰を指すのか曖昧な言葉であ

る。しかし『愚見抄』では、東宮は陽成天皇を指す言葉であることは断るまでもない。そのため、「春宮の女御」は陽成天皇の母、つまり二条の后と比定されるのである。

むかし、東宮の女御の花の質に

女御は、二条の后也。陽成天皇は貞観十一年二月一日
太子にたち給ふ。御とし二歳也。これより御母二条女
御を東宮の女御と申侍る也。古今集第一、文屋やす秀
が春の日の光にあたるとよめる歌の詞に、二条の后の
とう宮のみやすん所ときこえける時、とかけり。みや
すどころは、女御の御事なり。 (『愚見抄』二九段)

この「春宮の女御」は、冷泉家流古注でも二条の后があてられている。

春宮ノ女御ノ花ノ賀トハ、二条后、春宮ノ女御ノ御時、
貞観七年三月ニ、大原ニテ廿ノ御賀アリ。

「大原ニテ」という語は、七六段の「大原や小塩の山も今日こそは神代のことと思ひいづらめ」の歌による言葉である。七六段には、「むかし、二条の后の、まだ春宮の御息所と申しける時」と、二九段の「春宮の女御」と似た表現で、二条の后が登場する。古注が二条の后をあてているのは、七六段からのものである。

現在でも「春宮の女御」は二条の后のこととして解釈されている。それは、二九段に付された動物によるものである。『愚見抄』の波線部でも二九段の動物と一致する内容が見ら

れるが、これは二条の后への注釈であり、動物に依拠して人物比定が行われているわけではない。結果的に古注も現在の解釈も『愚見抄』と一致して二条の后をあてるが、それは結果であり、『愚見抄』が二条の后と比定するのは、独自の方法によるものなのである。

そして、この『愚見抄』における、『伊勢物語』の「帝」は「清和天皇」と捉える解釈による人物比定は、物語から人名が分かる場合よりも優先されるようである。六五段を見ていく。

むかし、おほやけおぼして使うたまふ女の、色許されたるありけり。大御息所とていまずかりけるいとこなりけり。
(六五段)

「大御息所」は、天皇の母を指すため、『愚見抄』では、「大みやす所とは、染殿の后を申也」と、染殿の后が比定されている。しかし、この六五段には、段末に次のような一文がある。

水の尾の御時なるべし。大御息所も染殿の后なり。五条の后とも。
(六五段)

大御息所に対して、染殿の后（藤原明子）とする説の他に、五条の后（藤原順子）とする説もあることが記されている。

しかし、『伊勢物語』の「帝」を「清和天皇」と捉える『愚見抄』においては、この「大御息所」が文徳天皇の母である「五条の后」を指しているという解釈はあり得ない。そのた

め、『愚見抄』は、染殿の后の別称が五条の后であると理解する。そして、「染殿の后」の名が初めて登場する四段の「大后の宮」に対する注釈部分で、染殿の后に関する情報として、この一文を盛り込むのである。

昔、東の五條に、おほきさいの宮おはしましける。

おほきさいの宮とは、皇太后也。天子の母を申詞也。

こゝには①染殿の后藤原明子の事をいへり。太政大臣良房公の御むすめ、文徳天皇東宮の御時、女御にそなはり給ふ。嘉祥三年正月、天皇位につかせ給ふ。その

三月に清和天皇うまれさせ給ふ。天安二年十一月に中宮と申。御年三十一。貞観六年正月皇太后にたち給。

そのうち、元慶六年陽成天皇御位につかせ給て、天皇の祖母にならせ給へば、太皇太后と申也。かくて昌泰

三年五月十三日崩御、御年七十三。②染殿の后と申。又五条の后とも申す。③閑院左大臣御女順子をも五條

の后と申。同御所にすみ給へる故也。(『愚見抄』四段)

染殿の后と五条の后が別人を指していることは、兼良も当然知っている。だからこそ、染殿の后は藤原明子を指すこと

①を述べ、六五段の段末の一文にあった情報②を加えた後、続けて、藤原順子も五条の后と言うが、それは同じ東の五条を御所としていたからである③と注釈をしているのである。『愚見抄』では、章段が離れていても、「染殿の后」という人物の情報として六五段の一文を四段の注釈に加

え、それにより「染殿の後」イコール「五条の後」という理解が生まれたのである。「染殿の後」イコール「五条の後」と捉える理解は、『伊勢物語』の「帝」を「清和天皇」と捉える解釈が、『愚見抄』の根底にあったことから生じたものであることが分かる。

『伊勢物語』の「帝」は「清和天皇」という解釈による人物比定の方法は、齋宮章段にも及ぶ。

むかし、男ありけり。その男、伊勢の国に狩の使に行きけるに、かの伊勢の齋宮なりける人の親、「常の使よりは、この人よくいたはれ」と言ひやれりければ、……

(六九段)

この齋宮は、段末に「齋宮は、水の尾の御時、文徳天皇の御むすめ、惟喬の親王の妹」とあることより、恬子内親王であることが判明する。しかし、『愚見抄』では、『伊勢物語』で「齋宮」とあれば、それは清和天皇の代の齋宮、つまり恬子内親王を指すことは当然のことであった。六九段の傍線部に対する『愚見抄』の記述からも、敢えて「伊勢の齋宮」に対して人物比定をするという態度ではないことがうかがえる。

かのいせの齋宮なりける人のおや、

恬子内親王は文徳天皇の御女。母は正四位下名虎が女

紀静子といへり。これたかの親王と同母也。

(『愚見抄』六九段)

『伊勢物語』に「齋宮」が登場する一〇二段・一〇四段を、

『愚見抄』では清和天皇の代の齋宮、つまり恬子内親王のことと判断して、ただ「齋宮」とのみ注記して比定する。しかし、「齋宮」が登場する章段を、すべて恬子内親王のこととしてしまうことで、『伊勢物語』の記述との間に齟齬をきたしている場合も見られる。一〇二段がそれである。

むかし、男ありけり。歌はよまざりけれど、世の中を思ひ知りたりけり。あてなる女の、尼になりて、世の中を思ひうむじて、京にもあらず、はるかなる山里に住みけり。もと親族なりければ、よみてやりける、

そむくとて雲には乗らぬものなれど世の憂きことぞよそになるてふ

となむ言ひやりける。

齋宮の宮なり。

(一〇二段)

「もと親族なり」とあることにより、「齋宮」を恬子内親王とする『愚見抄』の解釈からでは、業平と恬子内親王が、もともと身内であったということになってしまう。そのため、『愚見抄』は、次のように注記し、事実との齟齬を回避する。

もとしぞくなりければ、よみてやりける。

もとしりたる女にてあれども、はゞかりあるによりて、親ぞくにてある人とかきなしたり。しぞくは親族なり。

……

(『愚見抄』一〇二段)

ここの「あてなる女」「齋宮の宮」は、もちろん、業平と密通をした齋宮と同一人物である。業平が齋宮のもとに歌を

おくる理由として、齋宮と恋愛関係であったことを言うのは「はゞかり」がある。そのため、『愚見抄』には、「もと親族なりければ」として『伊勢物語』が「かきなしている」のだと、事実との整合性をはかる注記が見られるのである。

先に見た六五段の「大御息所も染殿の後なり。五条の後とも」という一文が、染殿の後への補足情報として捉えられていたことも併せ、『愚見抄』における『伊勢物語』の「帝」を「清和天皇」とする見方は、『伊勢物語』の記述よりも優先される、『愚見抄』の注釈態度の基盤を成すものであったのである。

四、物語解釈による人物比定

『愚見抄』で「齋宮」と比定している箇所が、もう一つある。次の七二段がそれである。

むかし、男、伊勢の国なりける女、またえあはで、となりの国へ行くとして、いみじう恨みければ、女、

大淀の松はつらくもあらなくにうらみでのみもかへる浪かな
(七二段)

ここには「齋宮」の語は無く、ただ「伊勢の国なりける女」とあるだけである。この女を「齋宮」とする根拠はどこにあるのであろうか。『愚見抄』の注釈内容を見てみよう。

伊勢国なりける女、又えあはでとなりのくにへいくとて、

女は齋宮を申。となりの国は尾張のくに也。

〔愚見抄〕七二段

「伊勢の国なりける女」を「齋宮」と比定した後に、「となりの国」を「尾張のくに」とする記述が見られるが、これもまた物語には無い情報である。七二段には、伊勢の国の女性と再会できずに、隣国へと旅立つ際に、女をたいそう恨む男が登場しているが、伊勢の国にいる女性に再び会うことなく、隣の国へと旅立つ男の姿は、六九段の後半部にも見ることができる。

野にありて、心はそらにて、今宵だに人しずめて、いとくあはむと思ふに、国の守、齋の宮の頭かけたる、狩の使ありと聞きて、夜一夜酒飲みしければ、もはらあくひごともえせで、明けば尾張の国へ立ちなむとすれば、男も人知れず血の涙を流せど、えあはず。
(六九段)

六九段後半部には、齋宮との夢か現か分からない一夜のため、心が上の空になっている男が、翌日も齋宮と再会を希求するが、その願望は叶わず、尾張の国へと悲しみながら旅立つ姿が描かれている。六九段後半部と七二段には、女に再会できずに男は隣国へと旅立つという点が共通しており、また、七二段のひどく女を恨む男の姿と、六九段の血の涙を流すほど悲しむ男の姿には、どちらも会えない女への思慕が看取できる。

七二段の「となりの国」に「尾張のくに」という注記があ

ることより、『愚見抄』で、七二段の解釈に六九段が重ね合わせられていることは明確である。『愚見抄』は、六九段を根拠に、七二段の「伊勢の国なりける女」を「斎宮」と比定しているのである。このように、物語中に「斎宮」という言葉がなくとも、物語の解釈から関連する章段を通して人物比定をする方法が『愚見抄』には見られるのである。

これとは逆に、「斎宮」のように、人物比定の鍵となる言葉が物語中に見られるにも関わらず、人物比定が行われていない場合がある。小野小町に関するものがそれである。

まず、『愚見抄』で「小野小町」の名が初めて登場する二五段を見てみよう。

むかし、男ありけり。あはじとも言はざりける女の、
さすがなりけるがもとに、言ひやりける、

秋の野に笹分けし朝の袖よりもあはで寝る夜ぞひち
まさりける

色好みなる女、返し、

みるめなきわが身を浦と知らねばや離れなで海人の
足たゆく来る (二五段)

『愚見抄』では、「あはじとも言はざりける女の、さすがなりける」女に対して、「此女は小野小町也。古今集にみえたり」と、『古今集』を根拠に小野小町と比定する。そして、物語では、「色好みなる女」の返歌として、小野小町の歌が挙げられているためか、『愚見抄』は、基本的に「色好みな

る女」に、小野小町を比定するようである。

二五段以外に小野小町と比定される章段は、二八段・四二段であるが、両章段とも「色好みなる女」が登場する。ところで、『伊勢物語』には、もう一つ、三七段に「色好みなる女」が登場する。しかし、『愚見抄』は、その女に対して小野小町とは比定しない。三七段を見てみよう。

むかし、男、色好みなりける女にあへりけり。うしろ
めたくや思ひけむ、

われならで下紐解くなあさがほの夕影待たぬ花には
ありとも

返し、

ふたりしてむすびし紐をひとりしてあひ見るまでは
解かじとぞ思ふ (三七段)

三七段の女の詠歌と、二五段の女の詠歌を比較してみると、同じ「色好みなる女」の詠歌であっても、そこには大きな違いが見られる。まず、二五段の女の詠歌についての注釈を見てみよう。

みるめなきわが身を浦と知らねばや離れなで海人の足た
ゆく来る

小町が歌也。此我身は、男の身をいふ。女にあふ事も
なき我身をうらめしとも思はずして、かれなでしげ
くくる、とよめる也。みるめといひうらといひあまな
どいふはみな海辺の縁の詞也。あしたゆくは、つよく

あゆめば、あしがたゆくなる故に、かくいへり。これは男に我身をうしと思へといへる歌也。

〔愚見抄〕二五段

歌の「我が身」は男の身のことであると述べ、歌の解釈をした後、「これは男に我身をうしと思へといへる歌也」と注記する。男に「うしと思へ」という歌を返すのは、「あはじとも言はざりける女の、さすがなりける」女にふさわしい詠みぶりであると言えよう。

一方、三七段の女が詠んだ歌については、次のように注釈している。

ふたりしてむすびし紐をひとりしてあひ見るまでは解かじと思ふ

男女ふたりしてむすびしひもなれば、君にあひみざらんあひだはひとりしてはとくまじきと領状したる歌也。

〔愚見抄〕三七段

歌の解釈をした後、「領状したる歌也」と、女の詠歌は男の要望を承諾するものであると述べる。同じ「色好みなる女」であっても、三七段の女の歌と、二五段の女の歌とは、その内容は対照的である。男に「うしと思へ」と詠む二五段の女と、男の要望を承諾する三七段の女は、同じ「色好みなる女」であっても、歌の解釈を通して見ると、同一人物とは考えにくい。それ故、『愚見抄』では、三七段の女を「小野小町」と比定していないと考えられる。このように、『愚見

抄』では、物語中に「色好み」という言葉があっても、物語の解釈を通して、小野小町と比定しないことがあるのである。また、次に挙げる六〇段には「色好みなる女」という言葉は物語中には見られないが、『愚見抄』は「或説」として「小野小町」と比定する古注を引用している。

むかし、男ありけり。宮仕へいそがしく、心もまめならざりけるほどの家刀自、まめに思はむといふ人につきて、人の国へいにけり。

五月待つ花橘の香をかげばむかしの人の袖の香ぞする

と言ひけるにぞ、思ひいでて、尼になりて山に入りてぞありける。

(六〇段)

「まめに思はむといふ人につきて、人の国へ」と去った女は、さらに「五月待つ」の歌をきっかけに、尼となって山寺にこもってしまう。二度も男のもとから去ったこの女について、『愚見抄』は人物比定をしていないが、その代わり「小野小町」とする古注への関心が注記されている。

といひけるにぞおもひ出てあまになりて山に入てぞありける。

此女、もとのおとこにあひておもなく思て、あまになりて山にこもれる也。或説に、小野小町、大江惟章が妻になりて筑紫へくだりけるが、のちに尼になりてあふみの関寺のあたりにありけるを、山に入といふとい

へり。猶たづぬべし。 (『愚見抄』六〇段)

「猶たづぬべし」と古注の説に対して典拠を求めようとしている。この関心には、二八段が影響していると思われる。

むかし、色好みなりける女、いでていにければ、

などてかくあふごかたみになりにけむ水もらさじと
むすびしものを (二八段)

二八段の〈色好みなる女〉は、六〇段と同じく男のもとから去る女である。また、二八段の〈色好みなる女〉は、二五段のように男を翻弄する女であり、『愚見抄』では小野小町と比定されている。先に、斎宮の章段で、「斎宮」という言葉が物語中に無くとも、類似した章段と関連づけて人物比定をする方法を確認したが、六〇段でも、「色好み」という言葉が無くとも、男のもとを去る女という共通点を有する二八段と関連づけ、六〇段の女を「小野小町」と比定する古注の説に強い関心を示したものと思われる。

このように、男を翻弄する〈色好みなる女〉が『愚見抄』における「小野小町」であり、男に領状する歌を詠む三七段の女は、小野小町ではあり得ず、また六〇段の女のように男のもとから去る女は、古注が示すとおり小野小町かもしれないと兼良に思わせたことがうかがえる。『愚見抄』では六〇段の女に人物比定は行われていないが、物語の解釈から関連する章段を通して人物比定をしようという『愚見抄』の注釈過程をみることでできると言えよう。

『愚見抄』は、「斎宮」や〈色好みなる女〉という人物を示す鍵となる言葉も手がかりに物語の記述に沿って人物比定をするだけでなく、兼良自身による物語の解釈から、関連する章段を通して人物比定をすることもしているのである。

五、勅撰集による比定

『愚見抄』が〈色好みなる女〉を「小野小町」としていたのは、二五段の女の詠歌が『古今集』より小野小町と判明したからであった。小野小町のように、『伊勢物語』に実名が見られなくとも、『古今集』から人物が判明する場合がある。一九段を見ていこう。

むかし、男、宮仕へしける女の方に、御達なりける人をあひ知りたりける、ほどもなく離れにけり。同じ所なれば、女の目には見ゆるものから、男は、あるものかとも思ひたらず。女、

天雲のよそにも人のなりゆくかさすがに目には見ゆるものから

とよめりければ、男、返し、

天雲のよそにのみして経ることはわがゐる山の風はやみなり

とよめりけるは、また男ある人となむいひける。

(一九段)

「御達なりける人」を、『愚見抄』では、「此ごたちは紀有

常が女なり。古今集第十五の巻にみえたり」と、『古今集』より紀有常女と比定する。『古今集』（巻十五・恋五・七八四・七八五）には次のように紀有常女であることが示される。

業平朝臣きのありつねがむすめにすみけるを、うらむることありて、しばしのあひだひるはきてよさりはかへりのみしければよみてつかはしける

あま雲のよそにも人のなりゆくかさすがにめには見ゆるものから

返し 業平朝臣

ゆきかへりそらにのみしてふる事はわがゐる山の風やほみなり

『古今集』の詞書と『伊勢物語』とでは、設定に若干の相違が見られるが、詞書の「うらむることありて」の内容は一九段の「また男ある人となむいひける」と解釈できる。両者の内容は齟齬するものではない。「御達なりける人」への比定は『古今集』によるものであっても、物語の記述と整合性がとれていることが確認できる。

次に挙げる六五段も、『古今集』による人物比定が行われている。

むかし、おほやけおぼして使うたまふ女の、色許されたるありけり。大御息所とていまずかりけるいとこなりけり。

傍線部の「おほやけおぼして使うたまふ女」は、古注では

波線部を根拠に二条の后と比定する。しかし、『愚見抄』では、次のように『伊勢物語』に実名が見られない人物を比定する。

むかし、おほやけおぼしてつかうたまふ女の、色ゆるされたるありけり。

此女は典侍藤原直子といふ人なり。染殿の後の御いとこなりけり。御門の御気色よくて色をゆるされたる女房の衣にあやをり物などをきたるをば、禁色をゆるさるゝといふ也。

〔愚見抄〕六五段

『愚見抄』が「典侍藤原直子」と比定する根拠は、女が詠んだ「海人の刈る藻に住む虫のわれからと音をこそ泣かめ世をば恨みじ」の歌が、『古今集』（巻十五・恋五・八〇七）に「題しらず・典侍藤原直子朝臣」の歌として所収されているからである。『愚見抄』には、この歌への注釈に「此歌、古今第十五、典侍藤原直子朝臣の歌也」とあり、『古今集』から人物比定を行ったことは明確である。

染殿の後のいとこである「おほやけおぼして使うたまふ女」に対して、『古今集』からの人名をそのままあてはめる方法は、一見すると強引なように見える。しかし、兼良は、『古今集』より「典侍藤原直子朝臣」を比定し、さらに、波線部の物語に示される情報を注釈に盛り込んだだけである。注釈部分から波線部を除けば、『愚見抄』では、「おほやけおぼして使うたまふ女の、色許されたる」人は、禁色を許され

た女房だと捉えていることが分かる。禁色を許される女房に對して、『典侍』である藤原直子をあてることは、強引な人物比定だとは言えないだろう。『古今集』による人物比定であっても、物語の記述内容や、注釈内容との整合性はとれているのである。

『古今集』にあつても、物語の内容と合わなければ、人物比定が行われない例もある。一一五段を見てみよう。

むかし、陸奥にて、男、女、住みけり。男、「都へいなむ」と言ふ。この女、いとかなしうて、馬のはなむけをだにせむとて、おきのゐて、都島といふ所にて、酒飲ませてよめる、

おきのゐて身をやくよりもかなしきは都島辺の別れなりけり (一一五段)

この歌は、『古今集』(卷十・物名・一一〇四(墨滅歌))には次のようにある。

おきのゐ、みやこじま をののこまち
おきのゐて身をやくよりもかなしきは宮こしまへのわか
れなりけり

もちろん、兼良も『古今集』に小野小町の歌として所収されていることは承知している。しかし、一一五段の女に小野小町は比定されていない。

おきのゐて身をやくよりもかなしきはみやこしまへの別なりけり

此歌は、古今集、京極中納言の本に、以墨滅歌の中に物名の部にのせたり。小野小町が歌とみえたり。歌の心は、おきのゐては、炭火のをきの我身につきたる心也。さて、みやこじまの一句、物の名ともきこえず。

今案に、都と嶋べとの別、いづれもかなしきといふ心にとりなして、物の名をかくしたるといふべきにや。たとへば、みやこへのぼる人と、嶋べにとまる人の離別は、おなじかなしきといふ心なるべし。小野小町と中將と、奥州へくだりて別べき事はおぼつかなし。これはたゞ物の名に読たる歌を、奥州にてよめるやうに、此物がたりにかきなをせるにぞあるべき。

〔愚見抄〕一一五段

兼良にとつて、〈色好みなる女〉として登場する小野小町が、業平と奥州へと下り、そこで別れたという話は、不審なものであった。そこで、『愚見抄』では、これはただ物の名に寄せて詠んだ歌を、奥州で詠んだように『伊勢物語』が書き直しているのだとし、小野小町とは比定されないのである。このように、『伊勢物語』の解釈と一致しない場合は、『古今集』から詠者が分かる場合であっても、それだけを根拠に人物比定をするということはいふことが分かる。『愚見抄』では、勅撰集の詠者から人物を比定するよりも、物語の記述や自身の物語解釈との整合性を優先して注釈を行っているのである。

おわりに

以上、本稿では、『愚見抄』が『伊勢物語』に登場する女人人名をあてている部分を再検討し、『愚見抄』における人物比定の方法を探ってきた。

兼良独自の物語解釈の中で、最も大きな見方を占めるのが、『伊勢物語』の「帝」は「清和天皇」であるという捉え方である。この見方は、時には物語の記述よりも優先されるほど、『愚見抄』の基盤を成すものであった。『伊勢物語』の「帝」は「清和天皇」であるという見方を前提とすることによって、四段の「大后の宮」に染殿の后を比定する態度や、「五条の后」イコール「染殿の后」と理解する態度も、兼良独自の比定であることが確認できた。従来、『愚見抄』の人物比定には、古注による影響が見られたと指摘されてきたが、『愚見抄』の人物比定の方法を再検討してみると、結果的には古注と一致する人物が比定されていても、そこに至る過程は兼良独自のものと指摘できる。

また、物語の記述に沿って人物比定をしている場合は、『斎宮』や〈色好みなる女〉のように、人物比定の鍵となる言葉のみに依拠するのではなく、物語の解釈から関連する章段を通して比定していることが見られた。自らの物語解釈により人物比定を行うこの方法は、勅撰集から人名が判明する場合よりも優先するものであった。兼良は、自らの物語解釈

を根拠として人物比定を行っていたと言えるであろう。

兼良は、『伊勢物語』の「帝」は「清和天皇」という捉え方を基盤に、自らの物語解釈により人物比定を行ったのである。一見すると、『愚見抄』における人物比定の方法は様々あるように見えるが、その根本となる見方に揺らぎはないのである。

注

- (1) 天理大学附属図書館蔵・甘露寺親長筆本(九一三・三一・一〇七)を私に翻刻。適宜、句読点・濁点を付した。
- (2) ただし、「或説」「一説」として挙げられているものは、兼良による比定ではないため除いた。
- (3) 片桐洋一氏著『伊勢物語の研究(研究篇)』(明治書院・一九六八年)六二九〜六三三頁。
- (4) 六〇段の「家刀自」を小野小町とするのは、「或説」のものであり、『愚見抄』による比定ではない。
- (5) 片桐氏が述べる「古注的思考」とは、冷泉家流の古注を中心としたものを指す(注(3)前掲書、六〇七〜六二二頁)。なお、冷泉家流古注は、四段の「大后の宮」に染殿の后をあてているが、『和歌知頭集』では、五条の后「藤原順子」をあてている。
- (6) 『伊勢物語旧注論序説——兼良と宗祇と——』(『女子大文学国文篇』三七号・一九八六年三月)
- (7) 「むつまじと」の歌は、『新古今集』巻十九・神祇・一八五七に次のように挙げられている。

むつまじと君はしら浪水がきのひさしき代よりいはひそめて

き

伊勢物語に、住吉に行幸の時、おほむかみげ行したまひてとしるせり

(8) この「或説」と冷泉家流古注の内容が一致する。

(9) 『日本三代実録』元慶元年正月二十三日条

(10) 古注以来、この「三代の帝」には史実より一代前が比定されており、契沖の『勢語臆断』に至って初めて史実と相違することが指摘された。

(11) 片桐洋一氏編『鑑賞日本古典文学 伊勢物語』(角川書店・一九七五年) 九五頁。

(12) 片桐洋一氏著『伊勢物語の研究(資料篇)』(明治書院・一九九九年)「冷泉家流伊勢物語抄」を引用した。

(13) 四段だけに限らず、「冷泉家流伊勢物語抄」(前掲注(12))では、染殿の後のことを述べる時、「あるじとは、五条后也。是は二条の後の御しうとめ染殿の後也」(五段)、「二条の後のいとこの女御といふは、染殿后也。二条の後にはしうとめ也」(六段)と、二条の後から見ると姑にあたることが注記される。

(14) 『十卷本伊勢物語註』(片桐洋一氏編『鉄心斎文庫伊勢物語古注釈叢刊 第一巻』八木書店・一九八八年)を私に翻刻。適宜、句読点・濁点を付した。

(15) 勘物部分は、天福本・武田本・流布本で文言に異同が見られるが、『愚見抄』が記す内容は、どの勘物にも見られるものである。仮に、『愚見抄』の内容と一番近い根源本第二系統・第三系統のものを、山田清市氏著『伊勢物語の成立と伝本の研究』(桜楓社・一九七二年)二八五頁より挙げておく。

貞観十一年二月貞明親王為皇太子、于時高子二条后為女御、

依東宮母儀号也

なお、『愚見抄』が示す「御とし二歳也」という要素は、根源本第一系統「為皇太子年二」に見られる。

(16) 波線部分の、染殿の后と二条の后がいとこであることは、六段にも示されている。なお、冷泉家流古注の六五段の注釈には、四段・五段・六段の内容も踏まえられている。それが分かる例として、「此女ヲバ、イトコノ御息所マカデサストハ、二条后御イトコ五条ノ后(*「冷泉家流伊勢物語抄」では「染殿の后」)ノ御ヨメニテ西ノ対ニ座シケルガ、マカデサセ奉テ……」では、六五段の注釈中であるのに、四段の「西の対」への言及が見られる。

(きのした・みか 本学大学院博士後期課程)